

第90回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年9月18日(火)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成30年9月18日(火)午後1時57分
- 3 閉会の日時 平成30年9月18日(火)午後2時40分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席13名 欠席 4名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	欠席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	欠席	16	信定 知福	欠席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	欠席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 参事監 箕浦 勝宏 担当課長 佐藤 孝司
 担当課長補佐 竹田 了久 農地担当係長 奥山 英明
 副主査 佐藤 智保子

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
 (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について

第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

5 番：遠藤 茂 15 番：中山 順市

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第
90回総会を開会します。（あいさつ）

議 長 議事録署名委員を指名します。5 番 遠藤 茂委員、15 番 中
山 順市委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 （議案訂正等の説明）

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、
を上程します。申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請に
ついての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いし
ます。

奥山係長 1 ページ1 番、受人は田益に居住し、約42アールの農地を耕作する農業
者ですが、受贈により横井上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関
係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件
をすべて満たしていると考えます。

2 番、3 番については、受人が同じですので、併せて説明します。受人は
玉柏に居住し、約32アールの農地を耕作する農業者ですが、いずれも受贈
により玉柏の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関
係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件
をすべて満たしていると考えます。

4 番、受人は北長瀬本町に居住し、約88アールの農地を耕作する農業者
ですが、増反により日吉町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関
係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件
をすべて満たしていると考えます。

5 番、受人は松尾に居住し、約94アールの農地を耕作する農業者ですが、

受贈により松尾の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番から8番については、受人が同じですので、併せて説明します。受人は万成東町に居住し、世帯で約40アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により万成東町の田と畑及び谷万成二丁目の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から8番の8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 9番、前回保留とした案件です。受人は中区倉田に居住していましたが、議案訂正のとおり北区杉谷に転居しており、杉谷の田及び畑を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。営農計画についてさらに調査が必要との理由で保留となりましたので、営農計画書の修正とともに申請人から直接聴取を行いました。

その結果、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は倉敷市中庄に居住していますが、撫川の畑を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 1 番、受人は下足守に居住し、世帯で約 1. 1 ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により下足守の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積 30 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 2 番、受人は総社市東阿曾に居住し、世帯で約 2. 1 ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により足守の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積 30 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 3 番、受人は東区益野町に居住し、世帯で約 7. 3 アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により川入の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積 30 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 4 番、受人は間倉に居住し、世帯で約 3. 6 アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により間倉の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題ないこと、下限面積 30 アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、9 番から 14 番までの 6 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 2 ページ 15 番、受人は御津伊田に居住し、世帯で約 1. 2 ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津伊田の畑を所有権移転しよう

とするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は建部町品田に居住し、約2.2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町品田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は中区山崎に居住し、約78アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により建部町西原の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は建部町吉田に居住していますが、建部町下神目の田と畑を所有権移転し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津建部地区協議会の協議の模様をお願いします。

事務局 本日、御津・建部地区の農業委員さんが欠席のため、代わりに事務局より報告させていただきます。御津・建部地区協議会で15番から18番までの4件について農業委員さんも出席の上、協議いただいた結果、いずれも許可意見となっています。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 3ページ19番、受人は藤田に居住し、世帯で約2.7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は大福に居住していましたが、議案訂正のとおり北区撫川に転居しており、世帯で約77アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により内尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番、受人は宗津に居住し、世帯で約1.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により宗津の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は宗津に居住し、世帯で約15.7ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により宗津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で19番から22番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区22番までの22件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 4ページ1番、平成29年5月農振除外済の案件で、転用目的は自動車修

理工場です。申請人は現在、妹尾で板金工場を経営しており、自動車整備事業も手掛けることにしましたが、現在の工場は手狭で作業スペースが確保できないため、自宅に隣接している申請人所有の申請地を転用し、自動車修理工場を建築しようとするものです。なお、現在稼働している板金工場は引き続き父を中心として経営します。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した業務上必要な施設に該当し、申請者の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、平成30年5月農振除外済の案件で、転用目的は農家住宅です。申請人は現在、藤田に居住し、約1.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、自宅が土地収用の対象となったため、現住居や農地に近い申請人所有の申請地を転用し、農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、申請人の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で、1番から2番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（2）については、南区1番から2番までの2件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ1番、平成30年5月農振除外済の案件です。転用目的は、自己住宅です。申請人は、久米の借家に夫婦2人で生活していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に近く、休日に農業の手伝いもし

やすいことから、義父所有の申請地に自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続する住宅に該当し、義父の土地で他に代替地もなく例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は、自己住宅です。申請人は、泉田の借家に家族3人で生活していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、妻の実家に近く、子どもの面倒を見てもらいやすいことや、将来、妻の両親の面倒も看やすいことから、申請地へ自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

中山委員 中・中央地区協議会で、1番から2番までの2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ3番、転用目的は自己住宅です。平成30年5月に農振除外済の案件です。申請人は家族3人で吉備津のアパートに居住していますが、子どもの成長により家財道具が増え住居が手狭となったため、実家に近く互いに協力しあえる父所有の申請地を借り受け、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父親の土地で他に代替地もなく例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は自己住宅です。申請人は倉敷の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え住居が手狭となったため、実家に近くなり都合のよい申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、駅から500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は露天駐車場で、一時転用中です。平成30年5月に農振除外済の案件です。申請人は北区吉備津の吉備津神社ですが、各種行事への車での来訪者が多く、駐車場が不足しているため、既存駐車場に隣接する申請地に賃借権を設定し、露天駐車場として一時転用中です。今後も露天駐車場として引き続き使用するため、永久転用の許可申請をするものです。

農地区分は、駅から500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、3番から5番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（3）については、中・中央地区1番から北・吉備地区5番までの5件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

議 長 次に申請等（4）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 6ページ1番、申請人は自己住宅を目的に平成30年3月22日付けで農地法5条許可を受けましたが、許可時の権利を使用賃借権の設定から所有権移転（受贈）に変更するものです。権利以外の事業計画に変更はなく、協議会では承認意見となっています。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 2番、申請人は転用目的を露天資材置場とした一時転用許可を平成30年4月27日付けで農地法第5条許可として受けましたが、許可時の賃借権設定期間を変更するもので、当初は、平成30年6月30日までの期間

でしたが、工期が延長されたため、一時転用期間を平成31年1月31日までに変更しようとするものです。期間以外の事業計画に変更はなく、協議会では承認意見となっています。

議長 他委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（4）については、北・吉備地区1番から南区2番までの2件を承認と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

佐藤副主査 7ページ1番の1件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から担い手への所有権移転です。計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、南区協議会では、原案どおり承認意見となっています。

議長 他委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（5）については、南区1番の1件を原案どおり決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 8ページ中・中央地区1番から11ページ南区13番までの13件で、権利の種類及び内容はご覧のとおりで、2番が時効取得による所有権取得で、その他は、いずれも相続による所有権取得です。あっせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありました。申請等（6）の13件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、
１２ページ１番から５番までの５件です。

転用目的は、露天駐車場２件、共同住宅１件、集合住宅の通路拡張１件、長
屋建住宅・露天駐車場１件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、
１３ページ１番から１５ページ２３番までの２３件です。転用目的は、自己住
宅４件、露天駐車場３件、共同住宅２件、医院１件、敷地拡張４件、分譲住宅
地及び駐車場用地１件、賃貸共同住宅１件、分譲住宅地２件、保育所１件、宅
地分譲１件、分譲宅地１件、集合住宅の通路拡張１件、専用住宅１件で、専決
日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知につい
ては、１６ページ１番から１７ページ６番までの６件で、解約理由は転用目的が
１件、耕作目的が５件です。離作料は、記載のとおりとなっています。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全 員 異議なし

議長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明を
お願いします。

事務局 （１）平成３０年度事業計画について
（２）その他

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 （１）次回総会予定（１０月１８日（木）勤労者福祉センター中会議室）
柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとう
ございました。

閉会 午後 時 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員